

議案第134号

渋川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市消防団条例の一部を改正する条例

渋川市消防団条例（平成24年渋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第7条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附則第3項中「（平成18年渋川市条例第241号）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

理 由

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市消防団条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(欠格条項) 第6条 次に掲げる者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> <u>(2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> <u>(3) (略)</u></p> <p>(分限) 第7条 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その身分を失う。 <u>(1) 前条第1号又は第3号</u>に該当したとき。 <u>(2) (略)</u></p> <p>附 則 (経過措置) 3 この条例の施行の日の前日までに渋川市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例<u> </u>の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>(欠格条項) 第6条 次に掲げる者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> <u>(3) 第8条の規定により免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 <u>(4) (略)</u></p> <p>(分限) 第7条 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その身分を失う。 <u>(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに</u>該当したとき。 <u>(2) (略)</u></p> <p>附 則 (経過措置) 3 この条例の施行の日の前日までに渋川市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例<u>(平成18年渋川市条例第241号)</u>の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>